

肝付町建設関連業務委託契約最低制限価格制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、肝付町が発注する建設関連業務委託契約を競争入札により請負契約を締結しようとする場合において、品質の確保及び適正な施工を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）及び肝付町契約規則（平成17年7月1日規則第30号）第12条第1項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「建設関連業務」とは、入札参加資格者名簿に記載されている測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務、並びに水道施設建設コンサルタント業務及び建設関連維持修繕業務委託をいい、「建設関連業務」の委託契約を「建設関連業務委託契約」という。

(最低制限価格を定める契約の対象)

第3条 この要綱に定める建設関連業務委託最低制限価格を定める契約は、競争入札に付する設計金額が100万円以上（消費税額及び地方消費税額を含む。）の建設関連業務委託契約において適用する。

(最低制限価格の設定及び算出方法)

第4条 最低制限価格は、別表第1の業種区分欄に掲げるそれぞれの業務の種類ごとに、予定価格の算出基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税額加算した額を⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とし肝付町財務規則（平成17年7月1日規則第30号）第12条第1項に規定する契約担当者が定める。

2 第1項各号に規定する業務を一括して発注する場合は、同項各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額を合計した額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

3 第1項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、10分の6から10分の9の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

4 前3号の額を適用する場合において、消費税及び地方消費税相当額を加算する前の額は、千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。

5 最低制限価格は、入札執行者が決定するものとする。

(入札参加者への通知)

第5条 契約担任者は、入札公告又は入札執行通知書において入札参加者へ最低制限価格を設けている旨を周知する。

2 最低制限価格の設定が明記されていない場合は、最低制限価格適用の対象としない。

(最低制限価格による判定)

第6条 入札執行者は、開札の結果、第4条の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

3 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項にあることを説明する。

4 入札参加者全員が入札失格者となる場合は、当該入札は不調とする。

附則 この要綱は、令和元年8月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う建設関連業務委託についての請負契約から適用する。

別表第 1

業務区分	業務種類				上限及び下限	
	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8
水道施設建設コンサルタント業務(管路・構造物)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の6	10分の8
(※1)建設関連維持修繕業務委託	直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額	10分の7.5	10分の9.2

(1)積算体系が土木標準歩掛によらないものについての最低制限価格は、予定価格に70%を乗じて得た額以上とする。

(2) (※1)維持修繕業務委託とは、測量・建設コンサルタント等業務委託を除く、清掃、除草、伐採、剪定、補植、点検業務等をいう。